

第2項先進医療の新規届出技術について (届出状況／11月受付分)

先 - 1

23. 12. 15

整理 番号	技術名	適応症等	保険給付されない費用 ^{※1※2} (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用 ^{※2} (「保険外併用療養費」)	受付日 ^{※3}
275	病気腎(小径腎腫瘍など)を用いた修復腎移植術	修復腎移植術	229万9千円 (1回)	124万円	H23.10.31
276	MRガイド下で集束超音波器(ExAblate2000)を用いた 子宮筋腫のアブレーション(MRgFUS; MR-guided focused ultrasound surgery)	症状を有する子宮筋腫 長径約4-10cmまでの大きさの子宮筋腫が 適応となる。このうちMR-T2強調画像で子宮 筋層よりも高信号を示す筋腫は治療効果が 乏しいので除外が望ましい。	45万4千円 (1回)	5万円	H23.11.4
277	金属代替材料としてのグラスファイバー補強高強度コン ポジットレジンブリッジの治療技術	臼歯部1歯中間欠損に対し両隣在臼歯を支 台歯とした3ユニットブリッジ	4万2千円	1万2千円	H23.11.18

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

※3 原則として21日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

【備考】

○「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。

○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価
可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。